

厚岸町条例第5号

厚岸町印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月23日

厚岸町長 三浦克宏

厚岸町印鑑条例の一部を改正する条例

厚岸町印鑑条例（平成10年厚岸町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第16条中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日から施行する。